

① 立法府における全体会議での各党共通認識

われわれ民進党は、天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議での議論を経て、各党各会派に以下の共通認識が形成されていると考える。

○昨年8月8日の天皇陛下のおことばを、重く受け止めていること。象徴天皇として、国民の声に耳を傾け、思いに寄り添ってきた陛下のお考えとお務めは、広く国民の共感を得ていること。

○「退位を認めるべき」という考え方は、主権の存する国民の総意として受け止めるべきであり、そのための立法措置は、今国会中に講ずべきこと。

○女性宮家創設も含めた、皇位継承の安定性の確保についての議論を先送りせずに、しっかりと進めていく必要があること。

○今上天皇の退位が将来の先例となることを踏まえ、適切な法

形式をとるべきこと。

○退位の法制度化について、天皇陛下の御意思を忖度し、強制退位が行われる余地を排除すべきであること。

○退位の法制度化について、憲法上の疑義が生じることは避けるべきであること。

○退位に至る様々な事情を法律に書き込む必要があるという点では、歩み寄りが見られていること。

以上のわれわれの認識もふまえ、衆参正副議長においても、各党各会派で共通認識が得られた事項についてとりまとめ、文書としてお示しいただきたい。

②天皇の退位等に係る法案に記すべき基本項目

天皇の退位について

- 一定の要件の下に天皇が退位できるものとする
- 上記要件は、今上天皇陛下に限らず、将来の天皇にも適用されること
- 退位に際しては、国民の総意に沿うこと、天皇陛下の御意思を忖度し、強制退位が行われる余地を排除すべきであること等を担保すること
- 憲法、皇室典範との関係につき明確な位置付けが示され、違憲の疑義が払拭されること

退位した天皇の呼称など

- 退位した天皇の呼称について(仮に、太上天皇とする)
- 太上天皇の地位・処遇などについて
- 太上天皇が皇位継承をしないこと
- 太上天皇の敬称を陛下とすること
- 太上天皇を葬る場所を稜とすること
- 太上天皇が摂政に就けること、就く際の順位について

皇嗣の呼称など

- 皇子でない者も含めた皇嗣の呼称について(仮に、皇太子とする)
- 皇太子の地位・処遇などについて

その他

- 太上天皇の日常の費用に係る皇室経済法の改正
- 皇嗣が皇位と共に受けた物の贈与税に係る相続税法改正
- 名誉に対する罪について太上天皇に代わり総理が告訴を行う旨の刑法の改正
- 太上天皇が検察審査員に就かない旨の検察審査会法改正

要求項目

○全体会議での各党・各会派の議論の共通認識をふまえて、天皇の退位について、以下の項目を要件とすることを議題として、引き続き議論を深めること。

①皇嗣が成年に達していること、②強制退位を避けるため、天皇の意思に反するものでないことを確認した上で、年齢公務の状況その他の一切の事情をふまえること、③三権の長や皇族の意見が反映される皇室会議の議を経ること、④国会が関与をすること

○退位の法整備後には、政府における検討状況等も把握しつつ、女性宮家創設も含めた、皇位の安定的継承についての国会議論を速やかに開始し、1年を目途に結論を示すこと。

○国会は政府の下請け機関でない。立法府の合意した考え方に即して、法案を立案するよう政府に求めること。法案策定の進捗についても、全体会議に随時報告し意見を聴取すべきこと。